

書かない確定申告、
自宅からスマートフォンやパソコンで申告しましょう

確定申告を行うには、自身のスマートフォン・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用する e-Tax が便利です。確定申告会場に出向かずに自宅から申告ができ、申告書をデータで取得することもできるので、ぜひ e-Tax を利用してください。

また、マイナポータルと e-Tax を連携(マイナポータル連携)すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを 1 件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。さらに、給与所得や公的年金などの源泉徴収票なども自動入力の対象になります。

この機会にぜひマイナポータル連携を使った e-Tax を利用してください。

※マイナポータルと連携するためには、初回のみ事前準備が必要です。早めの準備をお願いします

※給与情報と連携するには、源泉徴収票が e-Tax で提出されている必要があります

e-Tax を利用して申告すると他にもこんなメリットがあります

24 時間利用が可能

添付書類の提出不要

早期還付

※メンテナンス時間を除く

※一部の書類を除く

※3週間程度で還付されます

確定申告はこちら

マイナポータル連携はこちら

e-Tax・作成コーナーの操作などの不明点については、下記のヘルプデスクに問い合わせてください。

問い合わせ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎ 0570・01・5901) 午前 9 時～午後 5 時(土・日曜日、祝日を除く)

確定申告に関する質問・相談は国税庁ホームページ
または国税相談専用ダイヤルへ

国税庁ホームページ

①チャットボットに質問
質問を入力すると AI を活用した「税務職員ふたば」が回答します。

②タックスアンサーを利用する
国税のよくある質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税相談専用ダイヤル(☎0570・00・5901)

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時(土・日曜日、祝日を除く)

音声案内に沿って下記の質問したい項目のボタンを選択します。

項目 ①所得税②源泉徴収・年末調整・支払調書③譲渡所得・相続税・贈与税・財産評価④法人税⑤消費税・印紙税⑥その他

※確定申告期には①確定申告が追加されます

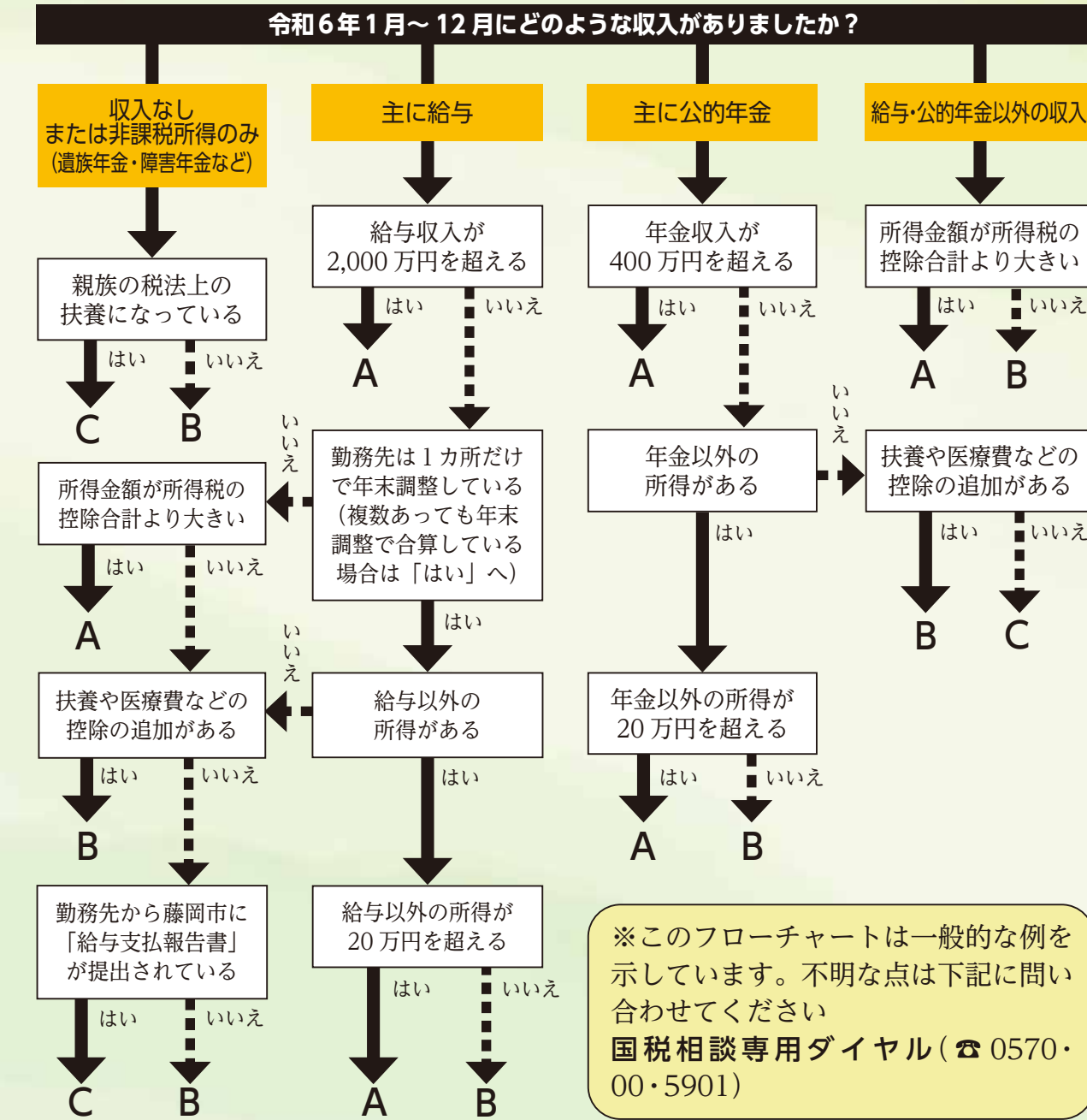
上記の電話番号につながらない場合は、藤岡税務署(☎② 0971)に問い合わせてください。

所得税の確定申告・市県民税の申告

申告受付期間 2 月 17 日(月)～ 3 月 17 日(月) (土・日曜日、祝日を除く)

問い合わせ ▷所得税の確定申告＝藤岡税務署(☎② 0971) ▷市県民税の申告＝税務課(☎④ 2231)

申告が必要か確認しましょう



A	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
B	市県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。
C	確定申告・市県民税の申告は必要ありません	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。